令和5年度宿泊業新規雇用支援事業業務委託 企画提案募集要領

コロナ後の旅行需要の回復は本県の宿泊業において経営を改善させる好機であるものの、コロナ禍での人材流出により宿泊事業者が深刻な人手不足に陥っており、宿泊者数の抑制など本来の旅行需要の受入れが困難な状況である。また就業促進へ向けた企業側と求職者側のマッチングの機会創出等の取組もできていない現状がある。

このため、県内観光産業における人材不足解消に向け、宿泊事業者と社会人求職者等との適切なマッチングを促進するとともに、宿泊業務実習を実施することにより、速やかな採用につなげるモデルケースを創出するため、宿泊業新規雇用支援事業業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業務名 令和5年宿泊業新規雇用支援事業
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 「2 募集業務の内容」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (6) 契約限度額 25,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 1件

2 募集業務の内容

県内宿泊業における人材不足の解消に向け、社会人を中心とした県内宿泊業への求職者を対象に、宿泊事業者との適切なマッチングを促進するとともに、県内の宿泊施設で業務実習等を行い、働く姿を具体的にイメージし、働くことの魅力を感じてもらうことにより県内宿泊業への入職を促進するモデルケースを創出するため、以下の業務を実施する。

(1) 受入企業の募集・開拓・説明会

宿泊業務実習(以下「OJT」という。)を受け入れる企業(以下「受入企業」という。)の 募集・開拓を行うとともに、受入企業に対して人材育成や定着を目的とした研修を行うこ と。

(2) 実習生の募集・説明会

本事業の対象となる社会人等に対し、事業目的・内容が明確に伝わるよう効果的な媒体による周知や募集説明会を実施し、実習生の募集を行うこと。

(3) 0JT の実施

実習生と受入企業のマッチングを行った上で、OJT を実施すること。OJT 前には OFF-JT を実施することとし、OJT 中及び OJT 終了後の入職へ向けた必要な支援を実施すること。

(4) コーディネーターの配置

本事業は求職者と受入施設とのマッチングの上、0JT を実施した上で県内宿泊業への入

職を促進するものであり、事業全体を通してコーディネーターを配置し、求職者及び受入施設への支援体制を十分に整えること。

(5) 効果検証のための調査及び報告書の提出

0JT 終了後は、実習修了生及び受入企業へアンケート調査等を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で必要に応じ事業改善や新たな支援策の提案を行い、報告書にて提出すること。

(6) 関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、本県観光業界の人手不足の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合、教育機関、観光関連団体、労働局、その他機関等と連携・協力すること。

(7) 自主提案内容

※委託業務の詳細については、「**令和5年度宿泊業新規雇用支援事業業務委託仕様書**」を参照 すること。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体(複数の法人からなる組織)による参加も可能とする。ただし、当該共同 事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であるこ と。
- (5) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 職業安定法 (昭和22年11月30日法律第141号) 第4条第10項に定める「職業紹介事業者」であること。共同事業体の場合は、構成員のうちいずれか1者以上が要件を満たすこと。
- (7) 共同事業体の場合は、共同事業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は共同本事業の運営管理、共同事業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同事業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制 を有すること。

- (8) 1提案者(共同事業体の場合は1共同事業体)につき、提案は1件であること。共同事業体の場合は、共同事業体の構成員が単体企業として、または他の共同事業体の構成員として重複参加していないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者 をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の 購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 応募期間

公募開始から令和5年7月31日(月)午後3時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。(7月31日は午後3時まで)

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

- (4) 必要書類及び必要部数
 - ア 業務企画書(様式第1号)…7部(正本1部、写し6部)
 - イ 業務計画書 (様式第2号及び企画提案の内容(様式自由))…7部(" ")
 - ウ 法人の登記簿謄本の原本 (履歴事項全部証明書) …1部
 - エ 事業概要等 (パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの) … 7部
 - オ 職業紹介事業者の許可証等(写し)…7部
 - ※ア、イの書類は、1セットずつクリップ止めにすること。
 - ※ア、イの書類の電子データを CD-R 等の電子データに記録のうえ、併せて提出すること。
- (5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

<静岡県ホームページ>

県政情報 > 入札・公募・公売 > 入札・業務委託・プロポーザル等(スポーツ・文化観光部) https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/1054858.html

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。 また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退書(様式第4号)を提出すること。

才 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、 記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることが ある。

5 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書(様式第3号)を提出すること。参加表明書の提出がない 者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和5年7月18日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和5年度宿泊業新規雇用支援事業業務委託に係る参加表明書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書(様式第4号)を「4(1) 応募期間」に提出すること。

|6 質問の受付及び回答|

(1) 質問の受付

質問は、質問書(様式第5号)により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「宿泊業新規雇用支援事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間:公募開始日から令和5年7月18日(火)午後5時まで

イ 提出先:「11 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和5年7月24日(月)までに、下記ホームページに掲載する。ただし、質問 又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に 対してのみ回答し、表現を一般化した上で公表できるものについてはホームページに掲載 する。

<静岡県ホームページ>

県政情報 > 入札・公募・公売 > 入札・業務委託・プロポーザル等(スポーツ・文化観光部)

7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位 5者以内を、「8 契約候補者の特定(ヒアリング審査)」に示すヒアリング審査の対象者と して選定する場合がある。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和5年8月4日(金)までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(非選定通知書)により令和5年8月4日(金)までに通知する。日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

8 契約候補者の特定(ヒアリング審査)

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、 事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和5年8月9日(水)午後(予定)

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)又は県庁周辺会議室 (WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。)

(3) 所要時間

各提案者 20 分程度を予定(質疑応答を含む)。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者(「7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く)に対しては、特定されなかった旨を書面(非特定通知書)によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

(表)

評価項目・評価基準	配点
1 受入企業の募集・開拓・説明会	
募集方法、開拓方法(内容、活用する広報媒体)、受入企業要件確認方法は効率的	
かつ目標受入企業数を見込める内容であると期待でき、対象地域を意識した具体的	10
な方法をとっているか。	
実施する説明会の企画・構成・運営は、業務目的を踏まえた内容となっており、受	
入企業にとって本事業への理解促進につながり、将来へ向けた有益な情報を提供で	10
きると期待できるか。	
2 実習生の募集・説明会	
募集方法(内容、活用する広報媒体)が有効であり、目標求職者数を見込める内容	1.0
であると期待できるか。	10
実施する説明会の企画・構成・運営は、業務目的を踏まえ宿泊業務実習への参加意	5
欲向上となる内容であるか。	J
3 0JT の実施	
0JT 実施に当たり、実習生と企業との適切なマッチング機会を提供しており、実習	
生本人の希望及び適性を判断し、実習期間終了後に入職を見据えた適切な実習先を	15
選定するための具体的で効果的なマッチング方法が示されているか。	
実施する OFF-JT の内容は宿泊業務実習に向けた適切な方法、内容、座学数及び期	5
間であるか。	-
0JT 開始前から 0JT 終了後の採用へ向けた一連の支援方法は具体的であり、実習生	10
及び受入企業双方にとって効果的であると期待できるか。	
4 効果検証のための調査及び報告書	
県内の観光産業における人材確保において本県の現状と課題を的確に把握してお	5
り、本事業後の適切な効果検証方法をとっているか。	J
5 自主提案	
追加提案は、効果的で実現可能性の高い施策であるか。	10
6 その他	_
当該業務を適切に遂行でき、関係機関との連携可能な実施体制になっており、特に	
コーディネーターにおいては本事業に類する事業に対し、十分な実績を有してお	15
り、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	
スケジュール及び経費の内訳、範囲が適切であるか。	5
合計	100

9 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。 仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終 的に決定する。 なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html)

10 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び 第 28 条の権利を含む。)は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・ 静岡県個人情報保護条例 (平成 14 年静岡県条例第 58 号) 及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の 責任を負うものとする。
- ・ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 委託事業の成果品

ア 納品物

- ・ 実績報告書 (概要版および全体版) 2部 (紙媒体および電子媒体)
- ・ チラシ等プロモーション関連データー式 (PDF、ai データ等)

イ 提出期限

令和6年3月15日(金)

(4) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を 求めることができる。

ア 受付期間

令和5年8月15日(火)午前9時~令和5年8月22日(火)午後5時

イ 質疑方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「宿泊業新規雇用支援事業業務委託に係る選定結果について」とすること。

ウ 回答方法

回答方法(書面、口頭等)については、県担当者と相談のうえ、決定する。

11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課企画班

住所: 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)

電話:054-221-2858 FAX:054-221-3627

E-mail: kankou2@pref.shizuoka.lg.jp